

奨学金貸与規程

社会福祉法人 友伸福祉会

社会福祉法人友伸福祉会 奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友伸福祉会（以下「当法人」という。）の各事業所の介護福祉士、看護師（以下「介護福祉士等」という。）の人材確保及び地域福祉の維持と向上を図るために、当法人の理念及び運営方針を理解し、当法人において就業を希望する者に対し奨学金を貸与することについて必要な事項を定める。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金は介護福祉士等の養成奨学金とする。

(貸与の対象)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 介護福祉士等を養成する学校に入学が決定した者または在学中である者
- (2) 卒業後、直ちに当法人の運営する施設において介護福祉士等として勤務できる者

(貸与額)

第4条 奨学金の額は、月額 60,000 円とする。ただし、特別の事情のある場合は、入学年度に限り前記月額1年分以内の額を一括して貸与することができる。なお、2年以降で一括貸与を希望する場合は、年度始めにその都度理由書を提出することとする。

2 奨学金の貸与は、無利子とする。

(貸与期間と支払)

第5条 奨学金の貸与期間と支払いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与期間は、原則として正規の就学期間内とする。ただし、貸与決定日が年度の途中であっても、年度当初に遡って貸与することができる。
- (2) 貸与方法は、原則として、指定口座への振込みとする。

(貸与申請)

第6条 奨学金の貸与を志願する者は、次の書類を当法人に提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書 (様式第 1 号)
- (2) 履歴書 (任意の様式)
- (3) 在学証明書または入学見込証明書 (進学予定の方は、進学先が決定しだい提出)
- (4) 調査書 (現在高校生の方、または最終学歴が高校の方) または卒業 (見込) 証明書と成績証明書 (現在短大生、大学生の方)
- (5) 本人の住民票
- (6) 連帯保証人の住民票及び所得を証明できる書類
- (7) その他法人が必要と認めた書類

(申請の審査と承認)

第 7 条 理事長は、前条の書類を受理後、書類選考と面接にて審査し、貸与の可否を決定する。また、決定をしたときは、奨学金貸与決定通知書 (様式第 2 号) により申請者に通知する。

2 申請者 (貸与が決定された者を以下「奨学生」という。) は前項の通知を受理した後、速やかに理事長に対して次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書 (様式第 3 号)
- (2) 消費貸借契約書 (様式 4 号)
- (3) 口座振込届

(変更の届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、すみやかにその旨を書面により理事長に届出なければならない。

- (1) 誓約書の記載事項に変更があったとき、または連帯保証人が死亡した、或いは破産の宣告を受ける等、連帯保証人として不適当な事情が生じたとき
- (2) 退学または転学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 休学または長期にわたって欠席するとき
- (5) 復学したとき

(貸与の解除及び停止)

第 9 条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の貸与を解除することができる。

- (1) 貸与を辞退したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

2 理事長は、奨学生が休学、又は長期にわたって欠席した場合は、奨学金の貸与を停止することができる。

(学業成績等の報告)

第10条 奨学生は、毎年度終了後1ヵ月以内に、成績証明書及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は修了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(返還)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、原則としてその事実の生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与した奨学金を返還しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により貸与を解除されたとき
- (2) 故意又は重大な過失により、第8条の届出を行わなかったとき
- (3) 卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得できなかったとき

(返還の免除)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除する。

- (1) 当法人の職員として、下記に規定する貸与期間を勤務したとき。なお、就業規程に基づく病気休暇、産前産後休暇、育児・介護休業規程に基づく育児休業、介護休業、妊娠休業により勤務できなかった期間は、勤務期間に算入しない。

職種	養成校の在籍期間	奨学金貸与期間	返還免除となる職務期間
介護福祉士	2年制	2年	3年間(36ヵ月)
看護師	3年制	3年	4年間(48ヵ月)
	4年制	4年	5年間(60ヵ月)

- (2) 在学中に死亡したとき
- (3) 在職中に死亡または業務上に起因する心身の故障のため退職したとき
- (4) 災害その他の特別の事由により、返還が困難と認められるとき

(他の奨学金との併用)

第13条 この制度により奨学金の貸与を受けた者が、他の制度による奨学金を併用することについては、これを認めるものとする。

ただし、卒業後の就職を前提とした他の法人の病院、介護施設等の奨学金との併用はこれを認めないものとする。

(雑則)

第14条 本規程に定めのない事由が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が決定する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。